

# 鳥取県公報

平成18年1月27日(金) 号外第9号

每週火:金曜日発行

#### 次 目

教委規則 給与制度の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則(1)(教育総務課) .....1 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (2) (") ......6 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則 (3) (障害児教育室) ...15 鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の 一部を改正する規則 (6) (") .......19

# 教育委員会規則

給与制度の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年1月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田

# 鳥取県教育委員会規則第1号

給与制度の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」 という。) が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在 しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (項及び号の表示並びに削除項等を除く。) を削る。

改 正 後	改 正 前		
(職制)	(職制)		
第6条 略	第6条略		
2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、	2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、		

教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補 佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義 務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・ 地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育 保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を置くこ とができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。│第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 (1)~(4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- <u>(8)</u> 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(教育事務所の職制及び職務)

2 特に必要があると認めるときは、教育事務所に次 2 特に必要があると認めるときは、教育事務所に次 長、主幹又は副主幹を置くことができる。

3~6 略

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 略

2 略

教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、主査、 課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校 課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、 家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及 び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、 係に主任を置くことができる。

- (1)~(4) 略
- (5) 主査 上司の命を受け、教育事務に参画する。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- <u>(10)</u> 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 主任 上司の命を受け、その係に属する事務 に従事する。

(教育事務所の職制及び職務)

第14条 略

長、主幹又は副主幹を、係に主任を置くことができ る。

3~6 略

7 主任は、上司の命を受け、その係に属する事務に 従事する。

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 略

- 2 特に必要があると認めるときは、妻木晩田遺跡事 務所に主任を置くことができる。
- 3 略
- 4 主任は、上司の命を受け、所務を処理する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

# 別表 (第3条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課 長補佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹
- 2 略
- 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・栄養士

# 別表 (第3条関係)

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・主 査・課長補佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹・ 主任
- 2 略
- 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・医師・学校保 健技師・栄養士

## (鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改正前		
別表(第6条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、係 長、副主幹 2及び3 略	別表 (第6条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職所長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任 2 及び3 略		

# (鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改正前		
(職員組織) 第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務 職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習 助手、寄宿舎指導員、介助職員、自動車整備士及び 学校技能主事を置く。	(職員組織) 第21条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務 職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習 助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主幹、主 任、自動車整備士及び学校技能主事を置く。		
2 及び3 略	2 及び3 略		
(事務長等)	(事務長等)		
第32条 略	第32条 略		
2 学校に、事務次長及び主事を置くことができる。	2 学校に、事務次長 <u>、主任</u> 及び主事を置くことがで きる。		
3 及び 4 略	3及び4 略		
5 主事は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。	5 <u>主任及び</u> 主事は、上司の命を受け、担当の事務に 従事する。		

教育委員会がこれを命ずる。

(船長等)

第33条 境港総合技術高等学校に、船長、機関長、通|第33条 境港総合技術高等学校に、船長、機関長、主 下この条において「船員」という。)を置く。

2~4 略

6 事務長、事務次長及び主事は、事務職員の中から、 6 事務長、事務次長、主任及び主事は、事務職員の 中から、教育委員会がこれを命ずる。

(船長等)

信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、2等 | 任、通信長、1等航海士、1等機関士、2等航海士、 機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、操 2等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、 舵手、操機手、甲板員、機関員及び司ちゅう員 (以 操舵手、操機手、甲板員、機関員及び司ちゅう員 (以下この条において「船員」という。)を置く。

2~4 略

(鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則(昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改 正 後	改 正 前
(職員の種類及び職) 第5条 略 2 生涯学習センターの職員の職は、所長、次長、係 長、社会教育主事、 <u>指導主事</u> 及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第5条 略 2 生涯学習センターの職員の職は、所長、次長、係 長 <u>、主任</u> 、社会教育主事、 <u>研修主事</u> 及び主事とす る。

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改 正 前	
第5条 略       第5条         2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、専門       2 青	員の種類及び職)	

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前	
(職員の種類及び職)	(職員の種類及び職)	
第5条 略	第5条 略	
2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、	2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、	
専門指導員及び主事とする。	主任、専門指導員及び主事とする。	

# (鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第8条 鳥取県立図書館管理規則 (平成2年鳥取県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改 正 前		
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)		
1 事務職員又は技術職員をもって充てる職	1 事務職員又は技術職員をもって充てる職		
館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・副	館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・副		
主幹	主幹・主任・現業主幹		
2 事務職員をもって充てる職	2 事務職員をもって充てる職		
主事・司書・資料相談員	主事・司書・司書補・資料相談員		
3 略	3 略		

# (鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則 (昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
別表 (第6条関係)	別表 (第6条関係)		
1 事務職員又は技術職員をもって充てる職	1 事務職員又は技術職員をもって充てる職		
館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・	館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・		
副主幹	副主幹・主任・現業主幹		
2 略	2 略		
3 技術職員をもって充てる職	3 技術職員をもって充てる職		
学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動	<u>専門学芸員・</u> 学芸員・学芸員補・機械技師・電		
車整備士・運転士	気技師・自動車整備士・運転士		

#### (鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第10条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則 (昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前

(職員の種類及び職)

第5条 略

2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、 室長、係長、副主幹、文化財主事及び主事とする。 (職員の種類及び職)

第5条 略

2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、 室長、係長、副主幹、文化財主事、主任及び主事と する。

(鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第11条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則 (平成7年鳥取県教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前		
(職員の種類及び職)	(職員の種類及び職)		
第5条 略	第5条 略		
2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、係	2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、係		
長、指導主事及び主事とする。	長 <u>、主任</u> 、指導主事及び主事とする。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成17年鳥取県条例第109号) 附則第5項、第6項、第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年3月31日まで、主任及び専門学芸員にあっては平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」 という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在 しない場合には、当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示並びに削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正

部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存 在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が 引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後 改正前

(給料)

第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 略

#### (給料の調整額)

#### 第2条の2 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第1の 3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数 を乗じて得た額 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に 規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) に あっては、その額に職員の給与に関する条例 (昭和26年鳥取県条例第3号。以 下「給与条例」という。) の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の 勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とし、 その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)と する。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100 分の25に相当する額 (短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てた額)とする。

#### (昇給等の基準)

第3条 略

2 略

# 3 略

- 4 略
- 5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第 1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料 月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職 務の級に応じた額とする。
- 6 略

(給料)

第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 現業職給料表(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4 第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定によ り採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 以外の職員
- (2) 現業職給料表(2) 再任用職員
- 2 略

#### (給料の調整額)

第2条の2 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応 じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄 に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短 時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。) にあっては、 その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条 例」という。) の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に 応じて得た数 (以下「勤務割合」という。) を乗じて得た額とし、その額に1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。ただ し、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相 当する額 (短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額)とする。

#### (昇給等の基準)

第3条 略

2 略

- 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員の職務の級は、1級とする。
- 5 略
- 6 第2項の規定にかかわらず、再任用職員の給料月額は、給料表に掲げる給料 月額のうちから、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定する。

#### 7 略

#### 別表第1 (第2条関係)

#### ア 現業職給料表(1)

· 以未吸加补农(I)				
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,200	217,500	261,500	312,800
2	123,900	225,500	270,000	322,600
3	127,700	233,900	278,600	332,500
4	131,500	242,800	287,100	342,100
5	134,000	251,700	295,500	351,500
6	138,400	260,100	303,900	360,700
7	142,800	278,600	309,900	369,700
8	148,000	287,100	319,100	378,300
9	153,800	295,500	328,400	386,700
10	159,700	303,900	337,600	394,000
11	166,000	309,900	346,800	403,200
12	176,800	319,100	356,000	411,800
13	183,800	328,400	364,900	419,700
14	189,600	337,600	373,500	425,500
15	194,900	346,800	381,000	431,100
16	205,000	356,000	386,500	434,900
	1	1	1	I

17	212,600	364,900	391,500	438,500
18	220,400	373,500	399,200	442,400
19	228,300	381,000	403,900	446,000
20	235,700	386,500	408,100	449,600
21	251,700	391,500	411,500	
22	260,100	394,900	415,200	
23	268,500	398,400	418,700	
24	276,800	401,800	422,200	
25	284,900	405,200	425,700	
26	295,500	408,500		
27	303,900	411,900		
28	312,200	415,300		
29	320,100			
30	327,500			
31	334,900			
32	342,000			
33	347,500			
34	352,200			
35	356,200			
36	359,500			
37	362,300			
38	365,200			
39	367,700			
40	370,200			
41	372,700			
42	375,300			
43	377,800			
44	380,400			

# イ 現業職給料表(2)

職務の級		給 料 月 額	
甲戌イガリンが父	第1類	第2類	第3類
1 級	149,600円	186,800円	214,600円

	Ŧ	見 業 職 給 料	科 表	
職員の	職務の級	1級	2 級	3級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	
	1	-	-	183
	2	134,000	170,200	190
	3	138,400	176,800	198
	4	142,800	183,800	205
	5	148,000	189,600	212
	6	153,800	194,900	220
	7	159,700	200,000	228
	8	166,000	205,100	235
	9	170,600	210,000	242
	10	174,000	214,400	248
	11	177,000	218,800	254
再任用	12	179,700	223,000	260
職員以	13	182,200	227,300	265
州の職	14	184,200	230,500	270
員	15	186,200	233,400	275
貝	16	187,800	236,500	280
	17		239,400	284
	18		242,300	287
	19		244,100	291
	20			293
	21			295
	22			297
	23			299
	24			301
	25			303
	26			304
	27			306
	28			308

	29 30 31 32			310,600 312,500 314,400 316,200
再任用 職 員		149,600	186,800	214,600

#### 別表第1の3 (第2条の2関係)

	i	調整基本額表
職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員 以外の職員		10,200円。ただし、1号給から11号給まで 5,100円
		12号給から15号給まで
	1 級	6,500円 16号給から20号給まで
		8,500円
		21号給から25号給まで
		9,700円
		10,800円。ただし、1号給から6号給まで
	2 級	9,700円
	- ///	7号給から10号給まで
		10,200円
		11,200円。ただし、 1 号給から 6 号給まで
	3 級	10,200円
	3 #X	7 号給から17号給まで
		10,800円
	4 級	11,800円。ただし、1号給から9号給まで
	→ nvx	11,200円
再任用職員		第 1 類 5,100円
	1 級	第 2 類 6,500円
		第 3 類 8,500円
1		I .

# 別表第1の3 (第2条の2関係)

# 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,271円

## 別表第2 (第2条、第3条関係)

#### 級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職	務
略		
2 級	相当困難な業務を行う自動車 現業主事又は学校技能主事の	
3 級	困難な業務を行う自動車整備 主事又は学校技能主事の職務	土、運転士、ボイラ技士、現業

# 別表第3 (第3条の2関係)

初 任 給 基 準 表

LI IT WE	垄 羊 仅
学歷免許	初 任 給
高 校 卒	1級3号給

# 別表第2 (第2条、第3条関係)

# 級 別 職 務 分 類 表

		MX 753 444 575 .	77 78 12	
職務の級	ž	職	務	
略				
2 級	主任	<u>E</u> の職務		
3 級	現業	美主幹又は学校技能主尊	全の職務	
4 級	困難	#な業務を行う現業主韓	全又は学校技能主幹の関	哉務

# 別表第3 (第3条の2関係)

# 初 任 給 基 準 表

17J I.L 1/4D	坐 十 10
学歴免許	初 任 給
高校卒	1級6号給
中学卒	1級3号給

備考 自動車整備士、運転士及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に 属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許の区分は、その就業 に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動条」という。) に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 (以下この条において「削除条」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後	改 正 前
		(絵料の調整額) 第2条の2 給料の調整を行う職は、別表第1の2の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。  2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
(規則の適用)		(規則の適用)
第2条の2 略		第2条の3 略
(昇給等の基準) 第3条 略 2~4 略		(昇給等の基準) 第3条 略 2~4 略
5 第2項の規定 の4第1項、第2	こかかわらず、地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第28条 8条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に 職員の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額	5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第 1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料 月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職

別表第1 (第2条関係)

割合を乗じて得た額とする。

現 業 職 給 料 表

6 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給

料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務

のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

		-л. <del>ж</del>	444 MD T	T 1X		
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500

別表第1 (第2条関係)

務の級に応じた額とする。

現業職給料表

よる給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

6 短時間勤務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定に

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	-	-	183,800
	2	134,000	170,200	190,800
	3	138,400	176,800	198,000
	4	142,800	183,800	205,000
	5	148,000	189,600	212,600
	6	153,800	194,900	220,400
	7	159,700	200,000	228,300
	8	166,000	205,100	235,700
	9	170,600	210,000	242,100
	10	174,000	214,400	248,400
	11	177,000	218,800	254,600
	12	179,700	223,000	260,100

	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000
再任用	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500
職員以	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200
外の職	17		239,400	284,200	336,600	356,200
員	18		242,300	287,900	339,900	359,500
	19		244,100	291,100	342,900	362,300
	20			293,400	345,200	365,200
	21			295,200	347,400	367,700
	22			297,200	349,700	370,200
	23			299,100	351,900	372,700
	24			301,100	354,100	375,300
	25			303,000	356,500	377,800
	26			304,800	358,700	380,400
	27			306,700	361,000	
	28			308,700	363,200	
	29			310,600		
	30			312,500		
	31			314,400		
	32			316,200		
再任用		140.000	400.000	244.000		
職員		149,600	186,800	214,600		

	13	182,200	227,300	265,600
	14	184,200	230,500	270,600
再任用	15	186,200	233,400	275,700
職員以	16	187,800	236,500	280,200
外の職	17		239,400	284,200
員	18		242,300	287,900
	19		244,100	291,100
	20			293,400
	21			295,200
	22			297,200
	23			299,100
	24			301,100
	25			303,000
	26			304,800
	27			306,700
	28			308,700
	29			310,600
	30			312,500
	31			314,400
	32			316,200
再任用 職 員		149,600	186,800	214,600

# 別表第1の2 (第2条の2関係)

#### 給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	職	調整数
盲 学 校 聾 学 校 養護学校	自動車整備士、運転士、ボイラ技士及び学校技能主 事	1

#### 別表第1の3 (第2条の2関係)

# 調整基本額表

職務の級	調	整	基	本	額	
1 級					5,100円	3
2 級					6,500円	3
3 級	8,500円。	ただ	し、	1号	給8,271円	3

# 別表第2 (第2条、第3条関係)

# 級別職務分類表

略	
3 級 困難な業務を行う自動車整備士、運転士、ボー 事又は学校技能主事の職務	イラ技士、現業主

#### 別表第2 (第2条、第3条関係)

級別職務分類表

	(A) 人 (A)
職務の級	職務
略	
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、ボイラ技士、現業主 事又は学校技能主事の職務
4 級	学校技能班長又は学校技能副班長の職務
5 級	困難な業務を行う学校技能班長又は学校技能副班長の職務

# 附 則

# (施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。 (職務の級の切替え)
- 2 この規則の施行の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧職務の級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新職務の級」という。)は、当該職員に適用される職員の区分、旧職務の級及びその者が切替日の前日において受けていた号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に応じ、同表の新職務の級の欄に定める職務の級とする。

# (号給等の切替え等)

3 前項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期間の定

めのある旧号給等であるものの切替日における号給又は給料月額(以下「新号給等」という。)は、旧職務の 級、旧号給等及び旧号給等を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給等の欄に定める新号給等とする。

- 4 附則第2項の規定により新職務の級を定められる職員のうち旧号給等が附則別表第2の期間の区分の欄に期 間の定めのない旧号給等であるものの新号給等は、旧職務の級及び旧号給等に応じ、同表の新号給等の欄に定 める新号給等とする。
- 5 附則第3項又は前項の規定により新号給等を決定される職員の当該新号給等を受ける期間に通算されること となる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては切替日の前日においてその者が旧 号給等を受けていた期間 (以下「切替前昇給期間」という。) とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員 にあっては切替前昇給期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間と
- 6 前3項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、切替日前に休職の終了により 復職を命ぜられた職員であって、第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「新給与規 則」という。) 第3条第3項及び第4項の規定によりその例によることとされる、職員の初任給、昇格、昇給 等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第17条に規定する給料月額の調整又は昇給期 間の短縮を切替日後に受けることとなるものその他前3項の規定を適用した場合に部局内の他の職員と不均衡 を生ずるものとして教育委員会が別に定めるものの新号給等及びこれらを受けることとなる期間に通算される こととなる期間は、前3項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、教育委員会が別に定める。

#### (経過措置)

- 7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日 における給料月額(以下「切替日給料月額」という。)が切替日の前日に受けていた給料月額(以下「切替前 給料月額」という。) に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、新給与規則第2 条及び第3条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附 則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規則第2条及び第3 条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこと となった日以後の給料月額については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、額の算出の 基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。

(現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

9 現業職員の給与の特例に関する規則(平成17年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改正後

### 改正前

#### (給料月額の特例)

の間(以下「特例期間」という。)における現業職 員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会 規則第9号。以下「現業給与規則」という。) の適 用を受ける現業職員(以下「職員」という。)の給 料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条

#### (給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで | 第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで の間(以下「特例期間」という。)における現業職 員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会 規則第9号。以下「現業給与規則」という。) の適 用を受ける現業職員(以下「職員」という。)の給 料月額は、現業給与規則第2条第1項、第3条第6 第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項並びに現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に100分の5(その職務の級が1級である職員及び職務の級が2級である職員のうちその号給が5号給以下であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

項及び第7項並びに現業給与規則第6条の規定によ りその例によることとされる職員の給与に関する条 例 (昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」 という。) 第4条第5項の規定にかかわらず、これ らの規定により定められた額(以下「給料基礎額」 という。) から当該額に100分の5 (現業給与規則第 2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用 を受ける職員であってその職務の級が1級であるも ののうちその号給が14号給以下であるもの及び同項 第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職 員であってその給料月額の区分が第1類であるもの (以下「特定職員」という。) にあっては、100分の 4) を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とす る。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料 月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

# 附則別表第1(附則第2項関係)

型 号 の 区 八	口腔致小机	□ 4公 □ 1+4公×1 □ 5回	新職務の級
職員の区分	旧職務の級	号給又は給料月額	利 444 が カリ AX
		11号給以下の号給	1 級
再任用職員	1級	12号給から15号給までの号給	2 級
以外の職員		16号給以上の号給	3 級
以外切職員	2級		3級
	3級		3級
		第1類の給料月額	1級
再任用職員	1級	第2類の給料月額	2級
		第3類の給料月額	3級

# 附則別表第2 (附則第3項-附則第5項関係)

旧職務の級	旧号給等	期間の区分	新号給等	月数
				月
1級	6 号給		3 号給	
	7号給		4号給	
	8号給		5 号給	
	9 号給		6号給	
	10号給		7号給	
	11号給		8 号給	
	12号給		3 号給	
	13号給		4号給	
	14号給		5 号給	
	15号給		6号給	

14 平成18年1月27日 金曜日 鳥 取 県 公 報

2級

3級

月27日 金町	曜日 鳥	取児	製 公報	
l	1		1	1
16号給			4 号給	
17号給			5号給	
18号給			6号給	
19号給			7号給	
20号給			8号給	
22号給			9 号給	
23号給	6月未満		9号給	+ 6
	6月以上		10号給	- 6
24号給	6月未満		10号給	+ 6
21-5/11	6月以上		11号給	- 6
25号給	6月未満		11号給	+ 6
20 7 111	6月以上		12号給	- 6
27号給			12号給	+ 6
28号給			13号給	
29号給			14号給	
30号給			15号給	
31号給			16号給	
32号給			17号給	
33号給			18号給	
34号給			19号給	
35号給			20号給	
17号給			17号給	
18号給			18号給	
19号給			19号給	
20号給			20号給	
21号給			21号給	
22号給			22号給	
23号給			23号給	
24号給			24号給	
25号給			25号給	
26号給			26号給	
27号給			27号給	
28号給			28号給	
20 つ が口	12月未満		26号給	
24号給	12月从上		27号給	- 12
				+ 6
25号給	6月未満 6月以上		27号給 28号給	- 6
				- 0
429,200円	12月未満		29号給	40
	12月以上		30号給	- 12
432,700円	12月未満		31号給	10
	12月以上		32号給	- 12
436,200円	6月未満		32号給	+ 12
	6月以上		318,000円	- 6

420.700⊞	6月未満	318,000円	+ 18
439,700円	6月以上	319,800円	- 6

備考 月数欄の「+」は加える月数を、「-」は減ずる月数を示す。

附則別表第3 (附則第7項関係)

平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の80
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の60
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の40
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の20

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1 月27日

鳥取県教育委員会委員長山田修

# 鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則 (昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正 する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改正前
(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の	
単位認定)	
第9条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当	
該校長の定めるところにより、生徒が行う学修で高	
等学校卒業程度認定試験規則 (平成17年文部科学省	
令第1号) の定めるところにより合格点を得た試験	
科目 (同令附則第2条の規定による廃止前の大学人	
学資格検定規程 (昭和26年文部省令第13号) の定め	
るところにより合格点を得た受検科目を含む。) に	
係るもの (当該生徒が入学する前に行ったものを含	
む。) を当該生徒の在学する学校の高等部における	
科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えること	
ができる。	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1 月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 亚

# 鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正 後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

# 改正後

(学年による教育課程の区分を設けない課程等に関す) (学年による教育課程の区分を設けない課程等に関す る事項)

- 定時制及び通信制の課程の運営に関する特例事項は、 別に教育委員会規則で定める。
- 通信制の課程の運営に関し必要な事項は、別に教育 委員会規則で定める。

(認定単位数)

きる単位数の合計数は、36を超えないものとする。

(高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の 単位認定)

第7条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当 該校長の定めるところにより、生徒が行う学修で高 等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省 令第1号)の定めるところにより合格点を得た試験 科目 (同令附則第2条の規定による廃止前の大学入 学資格検定規程 (昭和26年文部省令第13号) の定め るところにより合格点を得た受検科目を含む。) に 係るもの (当該生徒が入学する前に行ったものを含 む。) を当該生徒の在学する高等学校における科目 の履修とみなし、当該科目の単位を与えることがで きる。

### 改正前

る事項)

- 第2条 学年による教育課程の区分を設けない全日制、│第2条 学年による教育課程の区分を設けない全日制 及び定時制の課程の運営に関する特例事項は、別に 教育委員会規則で定める。
- 2 前項の教育委員会規則に定めるものを除くほか、 2 通信制の課程の運営に関し必要な事項は、別に教 育委員会規則で定める。

# (認定単位数)

第7条の4 前2条の規定に基づき認定することので│第7条の4 前2条の規定に基づき認定することので きる単位数の合計数は20を超えないものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。) が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。							
改 正 後	改 正 前						
目次	目次						
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略						
第3章 学習指導等 (第4条 <u>・第5条</u> )	第3章 学習指導等 (第4条-第6条)						
第4章 学習の評価、単位の修得の認定等 (第6条	第4章 学習の評価、単位の修得の認定等 (第7条						
- 第12条)	- 第12条)						
第5章~第8章 略	第5章~第8章 略						
附則	附則						
(通信教育の実施区域)	(通信教育の実施区域)						
第3条 通信教育の実施区域は、県全域とする。ただ	第3条 通信教育の実施区域は、別表のとおりとする。						
し、特別の理由により、校長が適当と認めたときは、	ただし、特別の理由により、校長が適当と認めたと						
この限りでない。	きは、この限りでない。						
(教科科目の履修期間)	(教科科目の履修期間)						
第5条 教科科目の履修期間は、6月又は1年とする。	第5条 教科科目の履修期間は、原則として1年とす						

る。

(同時に履修できる教科科目数等)

第6条 通信教育によって同時に履修できる教科科目 数は、7科目以内とし、1年間に修得できる教科科 目の単位(以下「単位」という。)数は、25単位以

第4章 学習の評価、単位の修得の認定等 (学習の評価)

第6条 略

(試験)

第7条 試験の実施に関する事項は、校長が定める。

(単位の修得の認定)

修得の認定は、生徒の添削指導、面接指導及び試験 による学習の評価に基づいて、校長が行う。

2 略

(単位の修得の認定の保留)

第9条 略

第13条の3 入学の許可<u>(欠員のある場合において、</u> 第13条の3 入学の許可は、4月に行う。<u>ただし、欠</u> これを補充するために行う入学の許可を含む。) は、 4月に行う。

2~5 略

(再入学)

いて、教育上支障がないと認めたときは、その者を 入学させることができる。

2 略

(懲戒)

第29条 校長は、教育上必要があると認めたときは、│第29条 校長は、教育上必要があると認めたときは、

内とする。

- 2 通信制の課程と当該通信制の課程を置く高等学校 の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若 しくは通信制の課程(以下「定時制課程等」という。) との併修により1年間に修得できる単位数は、通信 制の課程及び定時制課程等において修得する単位数 を合わせて30単位以内とする。
- 3 校長は、必要があると認めたときは、前2項に規 定する同時に履修できる教科科目数又は1年間に修 得できる単位数を変更することができる。

第4章 学習の評価、単位の修得の認定等 (学習の評価)

第7条 略

(試験)

第8条 試験は、原則として1単位当たり1回行う。

2 試験の実施に関する事項は、校長が定める。

(単位の修得の認定)

第8条 教科科目の単位 (以下「単位」という。) の 第9条 単位の修得の認定は、生徒の添削指導、面接 指導及び試験による学習の評価に基づいて、校長が 行う。

2 略

(単位の修得の認定の保留)

第9条の2 略

員のある場合において、これを補充するための入学 の許可は、6月まで行うことができる。

2~5 略

(再入学)

第16条 校長は、再入学を希望する者がある場合にお 第16条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学 を希望するものがある場合において、教育上支障が ないと認めたときは、その者を入学させることがで きる。

2 略

(懲戒)

その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学 その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学

の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の 各号の<u>いずれかに</u>該当する生徒に限り行うことがで きる。

(1)及び(2) 略

- (3) 正当の理由がなくて<u>1年以上実施校との連絡を断った生徒又は</u>学習報告書の提出<u>若しくは</u>面接 指導の受講を怠った生徒
- (4) 略

の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の 各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

#### (1)及び(2) 略

(3) 正当の理由がなくて学習報告書の提出<u>又は</u>面 接指導の受講を怠った生徒

# (4) 略

### 別表 (第3条関係)

実施校の名称	通信教育の実施区域				
鳥取西高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八				
	頭郡並びに東伯郡のうち三朝				
	町及び湯梨浜町の区域				
鳥取緑風高等学校	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八				
	頭郡並びに東伯郡のうち三朝				
	町及び湯梨浜町の区域				
米子東高等学校	米子市、境港市、東伯郡のう				
	ち琴浦町及び北栄町、西伯郡				
	並びに日野郡の区域				
米子白鳳高等学校	米子市、境港市、東伯郡のう				
	ち琴浦町及び北栄町、西伯郡				
	並びに日野郡の区域				

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

# 鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する 規則

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則 (平成元年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「移動項」という。) に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「移動後項」という。) が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項 (以下「追加項」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合 には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正 部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信 制の課程の運営の特例に関する規則

#### (趣旨)

第1条 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第64条の 3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立 高等学校の全日制、定時制及び通信制の課程(以下「単位制によ る課程」という。) の運営については、この規則に定める特例によ るほか、鳥取県立学校管理規則 (昭和51年鳥取県教育委員会規則 第9号。以下「管理規則」という。)、鳥取県立高等学校学則 (昭和 51年鳥取県教育委員会規則第10号。以下「学則」という。) 及び鳥 取県立高等学校通信教育規則 (昭和52年鳥取県教育委員会規則第 12号。以下「通信教育規則」という。)の定めるところによる。

#### (実施校)

りである。

高等学校名	課程名	学	科	名	
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科		
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科			
	通信制課程	普通学科	普通科		
青谷高等学校	全日制課程	総合学科			
倉吉東高等学校	定時制課程	普通学科	普通学科 普通科 普通科		
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科			
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科		
		体育学科	スポー	ツ科学科	
米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科		
米子高等学校	全日制課程	総合学科			
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科			
	通信制課程	普通学科	普通科		
境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科		
日野高等学校	全日制課程	総合学科			

#### (入学)

#### 第4条 略

- 2 前項に規定するもののほか、単位制による課程のうち全日制及 び定時制の課程への入学の志願については、鳥取県公立高等学校 通学区域に関する規則 (昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号) に規定するところによる。
- 3 第1項に規定するもののほか、単位制による課程のうち通信制 の課程への入学の志願については、通信教育規則に規定するとこ ろによる。

# 4 略

#### (編入学)

2 及び3 略

4 第4条第2項及び第3項並びに前条第2項から第4項までの規 4 第4条第2項及び前条第2項から第4項までの規定は、単位制

改正前

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程 の運営の特例に関する規則

### (趣旨)

第1条 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第64条の 3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立 高等学校の全日制及び定時制の課程(以下「単位制による課程」 という。) の運営については、この規則に定める特例によるほか、 鳥取県立学校管理規則 (昭和51年4月鳥取県教育委員会規則第9 号) 及び鳥取県立高等学校学則 (昭和51年4月鳥取県教育委員会 規則第10号)の定めるところによる。

#### (実施校)

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとお 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとお りである。

高等学校名	課程名	学	科	名
青谷高等学校	全日制課程	総合学科		
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	ł
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	ł
		体育学科	スポー	・ツ科学科
米子高等学校	全日制課程	総合学科		
境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	ŀ
日野高等学校	全日制課程	総合学科		
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	}
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科		
倉吉東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	ŀ
米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	ŀ
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科		

#### (入学)

#### 第4条 略

2 前項に規定するもののほか、単位制による課程への入学の志願 については、鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和30 年1月鳥取県教育委員会規則第1号)に規定するところによる。

# 3 略

#### (編入学)

# 第6条 略

2 及び3 略

定は、単位制による課程への編入学について準用する。

(転入学)

#### 第7条 略

- 2 略
- 規定は、単位制による課程への転入学について準用する。

#### (再入学)

# 第8条 略

2 第4条第2項及び第3項、第5条第2項から第4項まで並びに 第6条第3項の規定は、単位制による課程への再入学について準 用する。

#### (聴講)

#### 第11条 略

- 2 及び3 略
- 条の規定による単位の修得の認定は、行わない。
- 5 略

#### (様式)

- 第14条 単位制による課程のうち全日制及び定時制の課程に係る願 │ 第14条 単位制による課程に係る願書、許可書等の様式は、鳥取県 書、許可書等の様式は、学則に規定する様式に準じ、校長が別に 定める。
- 2 単位制による課程のうち通信制の課程に係る願書、許可書等の 様式は、通信教育規則に規定する様式に準じ、校長が別に定める。

#### (適用除外)

第15条 単位制による課程については、管理規則、学則及び通信教 | 第15条 単位制による課程については、鳥取県立学校管理規則及び 育規則の規定中学年による教育課程の区分を設けることに伴う部 分は、適用しない。

による課程への編入学について準用する。

#### (転入学)

#### 第7条 略

- 2 略
- 3 第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項から第4項までの 3 第4条第2項及び第5条第2項から第4項までの規定は、単位 制による課程への転入学について準用する。

#### (再入学)

#### 第8条 略

2 第4条第2項、第5条第2項から第4項まで及び第6条第3項 の規定は、単位制による課程への再入学について準用する。

#### (聴講)

#### 第11条 略

- 2 及び3 略
- 4 教科科目の聴講については、学則第7条又は通信教育規則第9 4 教科科目の聴講については、鳥取県立高等学校学則第7条の規 定による単位の修得の認定は、行わない。
  - 5 略

#### (様式)

立高等学校学則に規定する様式に準じ、校長が別に定める。

#### (適用除外)

鳥取県立高等学校学則の規定中学年による教育課程の区分を設け ることに伴う部分は、適用しない。

#### 附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

	22	平成18年 1 月27日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第9号
Γ									